

ほけんだより

学校感染症号【保存版】



学校で流行しやすい感染症は、法律に基づいて『出席停止』となります。その際、家庭から提出していただく書類があります。かかった感染症によって提出書類が異なりますので、以下の表を確認して対応していただきますようお願いいたします。

必要書類

必要○ 不要×	治癒報告書 (保護者記入)	登校許可証 (医師記入)	出席停止解除願 (保護者記入)
第1種 (結核、髄膜炎菌 性髄膜炎を含む)	×	○	○
第2種 (結核、髄膜炎菌 性髄膜炎を除く)	○	×	○
第3種	×	×	○

※学校感染症の種類は裏面を参照してください。

治癒報告書	保護者が記入する書類。感染症に応じた用紙がある。
登校許可証	医師に記入してもらう書類。
出席停止解除願	保護者が記入する書類。全ての感染症で必要。



「学校感染症」と診断されたら・・・

- 病院を受診したとき、医師に「いつから登校できるか」を確認してください。
- 診断されたことを学校にお知らせください。
- 登校できるようになったら、必要な書類を持って登校してください。
- 書類は学校のホームページからダウンロードすることができます。印刷してお使いください。ダウンロードが難しい場合は、その旨を担任までお伝えください。

学校のホームページはこちら

[在校生・保護者へ | 山梨県立わかば支援学校](#)

	感染症の種類	出席停止の基準	
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARS） ・鳥インフルエンザ（H5N1） 	治癒するまで	
第2種	・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	・新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	・麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	・流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	・風しん	発疹が消失するまで	
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かひ）化するまで	
	・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	・結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	・髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能
			B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が改善されれば登校可能
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）	